

津島市創業支援補助金 よくある質問

1. 補助対象者について

No.	質 問	回 答
1	現在、市外在住ですが、津島市内で創業予定です。補助対象となりますか。	市外在住のまま創業する場合は、補助対象となりません。ただし、令和9年2月28日までに津島市に居住し津島市民となる場合は補助対象となります。
2	現在、津島市民ですが、市外で創業予定です。補助対象となりますか。	補助対象となりません。津島市民でかつ市内で創業する場合は補助対象となります。
3	現在、事業を営んでおり、新たに別事業を創業します。補助対象となりますか。	申請日時点で既に事業を営んでいる場合は、補助対象となりません。事業を営んでいない方が新たに事業を開始する場合に補助対象となります。
4	現在、個人事業主として営んでいる事業を法人化します。補助対象となりますか。	法人化は申請日時点で既に個人事業主として事業を営んでいるため、補助対象となりません。
5	現在、親の事業を専従者として手伝っているが独立して創業予定です。補助対象となりますか。	個人事業主として創業する場合は、補助対象となります。ただし、親の事業を承継する場合は補助対象となりません。
6	現在、学生・未成年です。補助対象となりますか。	補助対象となります。
7	過去、事業を営んでいましたが、再度創業する予定です。補助対象となりますか。	過去の事業経験の有無は補助対象かどうかに影響しません。申請日時点で事業を営んでいない方が新たに事業を開始する場合は補助対象となります。
8	市街化区域とは何ですか。	市街化区域とは既に市街地となっている区域や計画的に市街地にしていく地域として市が指定した区域です。具体的には、津島駅周辺・中心エリア、神守地区、唐臼地区が該当します。詳しくは、市ホームページをご確認ください。
9	事業所等とは何ですか。	新設する事務所、店舗等の施設です。キッチンカー、仮設のもの、工場は除きます。
10	キッチンカーを使用して創業予定です。補助対象となりますか。	事業所等がキッチンカー、仮設のものは補助対象とはなりません。実店舗を新設しキッチンカーを使用した移動販売を行う場合は補助対象となります。
11	特定創業支援等事業による支援とは何ですか。	特定創業支援等事業とは、創業希望者を対象に、経営、財務、人材育成、販路開拓等に関する知識習得を目的として継続的に行う支援です。津島市創業支援等事業計画に位置付けられた事業には「あまつしま創業スクール（津島商工会議所）」、「西尾張創業塾（いちい信用金庫）」があります。
12	特定創業支援等事業による支援を受けるにはどうしたらいいですか。	令和8年度は次のとおり実施予定です。 ・8～9月：あまつしま創業スクール ・翌年1～2月：西尾張創業塾 創業の時期に合わせて受講してください。

13	過去に、特定創業支援事業を受講しました。補助対象となりますか。	特定創業支援等事業による支援を受けた年度以後5年を経過していなければ、補助対象となります。したがって令和8年度に申請する場合は、令和3年度以降に受講した場合は対象です。
----	---------------------------------	--

2. 補助対象経費について

No.	質 問	回 答
1	補助対象経費とは何ですか。	申請時に事業計画に記載した次の経費で、合計額が20万円以上の場合に補助対象となります。 ・事業所等の工事費用 ・事業所等に設置する備品購入費用 ・広告宣伝費用
2	事業所等の工事費用にはどのようなものが含まれますか。	・事業所の内装（壁紙貼替、照明設置）工事 ・事業所の外装（看板設置、屋根塗装）工事 ・飲食店の厨房設備（電気、ガス）工事 ・美容院の給排水設備工事 など
3	事業所等の工事費用には含まれないものは何ですか。	住居等を兼用する場合で、事業所等と明確に区別することができない工事費用は補助対象となりません。
4	事業所等に設置する備品購入費用にはどのようなものが含まれますか。	・防犯カメラ ・耐火金庫 ・冷凍冷蔵ショーケース ・業種固有の設備 など
5	事業所等に設置する備品購入費用に含まれないものは何ですか。	汎用性の高い備品（パソコン、自動車、プリンタ）、リース品、単価5万円未満の備品の購入は補助対象となりません。
6	購入する備品は中古品ですが、補助対象となりますか。	中古品の購入の場合も、補助対象となります。
7	広告宣伝費用にはどのようなものが含まれますか。	・パンフレットの印刷費 ・ホームページ制作費 ・新聞折込費用 ・インターネット等の広告費 など
8	広告宣伝費用に含まれないものは何ですか。	販路開拓に係る広告宣伝費用以外は補助対象となりません（アルバイト等の求人広告費は対象外）。
9	補助金の申請前に支払った経費は補助対象となりますか。	補助金の申請前に支払った経費は補助対象となりません。補助事業着手前に補助金の交付を申請し、交付決定後に支払った経費が補助対象となります。
10	補助対象経費に消費税及び地方消費税相当分は含まれますか。	含まれません。
11	補助対象経費はいつまでに支払った分が補助対象になりますか。	補助対象経費は補助金の交付の決定の日から令和9年2月28日までに支払った経費が対象となります。

3. 申請について

No.	質 問	回 答
1	過去に、特定創業支援事業を受講をしましたが、津島市創業支援補助金補助事業計画書（様式第3）の記入ができません。どうしたらいいですか。	津島商工会議所にて創業・経営個別無料相談会を事前予約制で実施しています。事業計画書の記入の相談も可能です。

2	本人確認書類とはどのような書類ですか。	運転免許証、マイナンバーカード（表面）など顔写真付きのものの写しを提出してください。
3	市税の滞納がないことを証する書類とはどのように取得することができますか。	津島市収納課で「完納証明書」を取得してください。申請時点で市外在住の場合は、住んでいる自治体で取得してください。
4	交付の決定後に、どのような変更をした場合に変更承認申請書の提出が必要ですか。	補助金の活用方法の変更や補助対象経費の内容及び金額の変更が生じた場合は必要です。補助事業の内容に変更が生じた場合は、まずはご相談ください。

4. その他

No.	質 問	回 答
1	国、県やその他自治体の補助金と併用はできますか。	国、県やその他自治体の補助金で交付を受けている経費については併用はできません。ただし、国、県やその他自治体の補助金で交付を受けていない経費については補助対象となります。
2	津島市創業支援補助金を交付後に廃業しましたが、再度別事業で創業する場合は補助対象となりますか。	補助対象となりません。1人につき1回限りの交付となります。
3	津島市創業支援補助金を交付後に、何か義務は発生しますか。	補助事業に係る書類（帳簿及び証拠書類）を創業日の属する年度の翌年度から5年間保存する必要があります。令和8年度に創業する場合は令和13年度まで保存してください。